



大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館と佐倉市との 連携・協力に関する協定書

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館(以下「甲」という。)と佐倉市(以下「乙」という。)は、相互に連携・協力し、地域の歴史・文化を基盤とした地域社会の発展と、研究教育・生涯学習の推進に資するため、次のとおり協定を締結する。

(連携・協力事項)

第1条 甲と乙は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 研究教育の推進に関すること。
- (2) 文化の振興に関すること。
- (3) まちづくりの推進に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) その他、甲と乙が協議し必要と認めること。

(事業実施の方法)

第2条 前条に定める連携・協力事項の具体の事業実施に当たっては、甲と乙の担当部署で協議し決定するものとする。

(努力義務)

第3条 甲と乙は、この協定による事業を円滑に進めるよう努めるものとする。

(期間)

第4条 この協定は、締結の日から3年間効力を有するものとする。ただし、甲と乙のいずれか一方が期限満了の3か月前までに異議を申し出ない限り、3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更)

第5条 この協定書に定める内容について変更が生じたときは、甲と乙との協議により、変更することができる。

(その他)

第6条 この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成28年2月17日

甲

千葉県佐倉市城内町117
大学共同利用機関法人
人間文化研究機構国立歴史民俗博物館
館長

久留島 浩

乙

千葉県佐倉市海隣寺町97
佐倉市
市長

巖 和 雄